

2026(令和8)年度東北大学「介護等の体験」実施要項

1. 「介護等の体験」について

平成10年度以降に学部・大学院及び科目等履修生として入学し、中学校普通免許状を取得しようとする者は「介護等の体験」を義務づけられた。義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、障害者(児)、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを目的としている。

2. 2026(令和8)年度「介護等の体験」申し込み対象者

2024(令和6)年度(またはそれ以前)学部入学者

1998(平成10)年4月以降に、新たに大学院及び科目等履修生として入学した者

3. 実施施設・学校等、実施期間

実施主体	実施学校・施設等	実施期間：2026年度 後期実施分 2026年10月～2027年2月(予定)	
宮城県教育委員会 仙台市教育委員会	特別支援学校	月～金曜日の連続した2日間	計7 日間
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	社会福祉施設(保健所等を除く) その他の施設(老人保健施設、指定国立療養所等)	原則として、月～金曜日の 連続した5日間	

4. 「介護等の体験」の実施内容

- (1) 障害者(児)、高齢者に対する介護、介助
- (2) 障害者(児)、高齢者の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- (5) 受入施設等の職員に必要とされる業務の補助等

5. 証明書の発行

「介護等の体験」を終了した者には、受入学校・施設等から「介護等の体験」を終了したことの証明書が発行される。

6. 「介護等の体験」の費用

- (1) 特別支援学校における費用は徴収しない。ただし、遠足等の行事に係る実費が必要となる場合がある。
- (2) 社会福祉施設における費用は、5日間で **11,000円** とする。

※大学を通して宮城県福祉人材センターに納付し、その後各施設へ支払われる。

※教務係での現金による申し込みは受け付けないので、下記、指定口座に、ATM(金融機関、コンビニエンスストア)やインターネットバンキング等を利用し納付すること。振込の際には、振込者情報を 学籍番号、氏名(カナ) として振り込むこと。(振込に係る手数料は、申込者負担とする。)

※利用明細書(写)を所定用紙に貼り付けて提出すること。

【振込先】	銀行：三菱UFJ銀行(銀行コード：0005)
	支店：わかたけ支店(支店コード：809)
	預金種別：普通
	口座番号：2259023
	口座名義：国立大学法人東北大学
	カナ：ダイ トウホクダイク
	金額：11,000円

7. 「介護等の体験」に伴う保険

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応するため、**学生教育研究災害傷害保険**（保険料は学部・研究科によって異なる）及び**学生教育研究賠償責任保険**（保険料は1年間で340円）の両方に加入すること。なお、加入手続きは教育・学生支援部学生支援課生活支援係において行うこと。

引き続き、次年度（4年次）に教育実習へ行く学生については、教育実習終了期間も含めた期間（2年間）の保険加入をしておくこと。

8. 「介護等の体験」を行うための事前指導

2026年8月21日（金）午後に、事前指導を実施するので必ず受講すること（詳細が決定後あらためて掲示する）。なお、事前指導の欠席は原則認めない。（全国社会福祉協議会出版部発行の『よくわかる社会福祉施設』を事前指導時のガイドブックとして各自購入のうえ事前指導時に持参してもらう予定。詳細は後日掲示する。）

9. 「介護等の体験」の申込み

【提出書類1】

下記(1)~(3)について、**2026年5月22日（金）**まで、所属学部・研究科の教務係へ提出すること。

- (1) 特別支援学校における「介護等の体験」申込書
- (2) 社会福祉施設等における「介護等の体験」申込書【様式2】 ※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。
- (3) 社会福祉施設等における「介護等の体験」個人調査【様式3】 ※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。

※(1)~(3)はPCでの記入も可。

【提出書類2】

【提出書類1】を5月22日（金）までに提出した者は、下記(4)~(7)について、**2026年7月9日（木）**まで所属学部・研究科の教務係へ提出すること。

- (4) 健康診断書 （2026年4月以降に受診したもの）

※大学の健康診断が間に合わない場合には一般の医療機関で受診したものでも可。各キャンパスの証明書自動発行機では、6月25日（木）から発行可能。

- (5) 学生教育研究災害傷害保険料振込領収書のコピー(A4判)
- (6) 学生教育研究賠償責任保険加入者証のコピー(A4判)
((5)(6)については、教育・学生総合支援センターで発行される「学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書」でも可。
証明書については、「学研災・学研賠加入証明書」請求フォーム (<https://x.gd/giMGv>) から発行を依頼すること。
東北大学教育学生支援部・学生支援課生活支援係へメール (hoken-gakusei@grp.tohoku.ac.jp) での申し込みも可。
(件名：学研災・学研賠の加入証明書について 必要記載事項：学籍番号、氏名) ※余裕をもって申し込むこと。
- (7) 「介護等の体験」費用(11,000円)の納付確認書

※振込先口座情報、金額、振込日、振込依頼人名義等がわかるもの（例：ATM利用明細（写）、インターネットバンキングの振込完了画面のコピー）を、別紙所定用紙の枠内に貼り付けて提出すること。

10. その他

- (1) 「介護等の体験」に関することは、すべて所属学部・研究科の教務係を通して周知するので留意すること。また、不明な点については、所属学部・研究科の教務係へ問い合わせること。
- (2) 申し込み後の辞退は、受入学校・施設等に対し多大な迷惑を及ぼすので、責任ある申し込みを行うこと。また、希望する体験期間、施設及び地域の選定にあたっては、授業日程や大学院入学試験等の時期を十分に考慮すること。

特に特別支援学校の場合、希望する申込内容に添えないことがある。(特に、10月～11月の仙台市内での実習。中でも、①～③のみで希望を出すと、遠方の学校に再調整になる場合があるため、必ずその他の支援学校も記載しておくこと。)

- (3) 社会福祉施設における体験費用を支払う際は、指定口座へ振り込むこと。体験費用は大学を通して、宮城県社会福祉人材センターへ納付し、各施設へ支払われる。振り込みに係る手数料は申込者負担とする。既納の「介護等の体験」費用については、返却しない。
- (4) 一部の社会福祉施設では、腸内細菌検査結果の提出が求められる場合がある。検査結果が出るまで時間がかかるので、早めに準備すること。
- (5) 感染症にかかると重篤化する可能性の高い方と交流する可能性があるため、介護等の体験実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うと共に感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、感染防止に努めること。万が一、感染症等に罹患してしまった場合は、速やかに所属学部・研究科の教務係に連絡すること。(事前指導の際にあらためて指示する)
- (6) インフルエンザ予防接種等の予防対策を行うこと。また、麻疹(はしか)に罹患したことのない学生は、各自の体験実習開始前までに各医療機関で抗体検査やワクチン接種を受けるなどして、期間中に感染しない(させない)よう、予防策を各自が講じること。必要な措置を取らなかった場合には実習に行けない場合もあるので注意すること。(事前指導の際にあらためて指示する)
- (7) 社会福祉施設の申込にあたっては、『宮城県社会福祉施設等一覧』
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/ichiran.html> を参考にすると良い。